

## 第2回 石狩市民図書館協議会

平成21年11月17日(火)午後2時00分～

石狩市民図書館研修室1

出席者	石狩市民図書館協議会	会 長	矢野 誠
		副会長	菊地 英一
		委員	谷口 初江
			松名 清裕
			山田 治己
			金野 和枝
			三島 照子
			西 陽子
		欠席者	駒井 秀子
			下田 尊久
		傍聴者	1名

石狩市民図書館	館 長	渡邊 斉志
	副館長	丹羽 秀人
	事業奉仕担当主査	五東 秀一
	事業奉仕担当主任	伊藤 英幸

### <会議次第>

1. 会長挨拶
2. 議事
  - (1) 石狩市民図書館ビジョンについて(諮問)
3. 報告
  - (1) 平成21年度事業実施状況について
  - (2) 蔵書点検の結果について
4. その他

**矢野会長:**ただいまより平成 21 年度第 2 回石狩市民図書館協議会を開催致します。前回 5 月 28 日に第 1 回がありましたので、おおよそ半年ぶりになります。

この会議は、石狩市民図書館条例施行規則第 22 条第 4 項に規定されておりますように公開を原則としています。本日の傍聴者は 1 名です。

それでは会議次第によりまして進行させていただきます。議事に入る前に、石狩市民図書館のビジョンについての諮問書の提出が館長からございます。

～渡邊館長から諮問書を手交～

**矢野会長:**それでは議事に入らせて頂きます。

「(1) 石狩市民図書館ビジョン(案)について(諮問)」についてお諮りいたします。事務局、お願いします。

**渡邊館長:**それでは、私からただいま諮問させて頂きましたが、石狩市民図書館のビジョンについてご説明させていただきます。

既に前回の図書館協議会の場でもビジョンを策定することについてご説明申し上げておりますが、その後の進捗状況についてお話させていただきます。

7 月から 8 月にかけて、図書館のビジョンを策定することに関わりまして、まず市民の方々からご意見を聞く場を何回か設けました。これは、一般の自由参加という形でのフォーラムを開きましたり、図書館のボランティアさんや関係団体の方々とお話し合いをする場を複数回設けたりしまして、都合 3 回、フォーラムの形でご意見を頂きました。

それを基にしまして、石狩市民図書館が建設される前に策定された基本計画、これは前回の協議会に際して皆さまにお配りしておりますが、これのレビューを行ない、素案のたたき台を作成しました。この段階で教育委員の方々に、教育委員会会議の場でご意見を頂きました。この時に配付した資料は皆さまにも郵送し、進捗状況を逐次ご報告させていただいたとおりでございます。

教育委員会会議の場で幾つかご意見が出ましたので、それを基に修正を重ね、今回の会議にあたりまして皆さまに素案の修正版をお送りした次第でございます。

このプロセスからもおわかりいただけるかと思えますけれども、とにかく、事務局の方で勝手に作るのではなくて、やはり市民図書館の今後の方向性を考えるということですから、なるべく多くの方々のご意見を頂いて作るという、そのプロセスを大事にしたいという風に考えてきたところでございます。

ビジョンの内容について簡単にご説明いたします。

皆さまにお配りした素案は全部で 12 ページでございますけれども、名称は「これからの図書館がめざすもの 石狩市民図書館ビジョン 2010(案)」となっております。ビジョンと銘打っていることが示すように、長期のスパンで今後の方向性を示すということで、概ね今後 10 年程度の方向性を想定して作っております。ただそれだけですとあまりにも抽象的になってしまい、実効性が担保されないという懸念がございますので、後半部分、皆さまにお配りした資料では第 4 章が具体的な計画の部分となっております。ですから、前半の第 1 章から第 3 章までがビジョン

にあたる部分で、ここは大体 10 年ぐらいを想定しており、第 4 章についてはもう少し短く、5 年ぐらいの間にこれからどんなことをしようかということを書いてあります。

第 4 章は、ご覧のとおり個別具体の取組みについて記してあります。この部分は、石狩市の教育行政に関する計画である教育プラン、これも実は今年度中に策定する予定となっておりますが、その中の図書館に関する部分と一致しております。言うまでもなく、石狩市民図書館は教育委員会所管の施設でございますので、図書館に関する施策も教育委員会全体の中で考えなければならぬことですので、ビジョンの部分はやはり図書館を軸に考えてありますが、第 4 章の部分につきましては、ここではもちろん図書館に関するものだけを抜き出しておりますけれども、同じものが教育プランの中にも入ってくるということで、同時並行で作業を進めております。従いまして、今日皆さまにご議論いただいた上で必要な箇所を修正して、その後パブリックコメントという形で市民の方々に広く素案を公開しましてご意見を頂くこととなりますが、その時には、図書館のビジョンだけでなく教育プランも同じ日程で、12 月いっぱいを目処に、ということをおの今のところ予定しているところでございます。

ビジョン全体についてももう少し踏み込んでご説明いたしますと、まず、第 1 章の「はじめに」というところがご覧のとおり前書きでございます。第 2 章が「構成」になっておりまして、全体が 3 つの階層に分かれているのがこれでお分かりいただけると思います。

ここで、特にこのビジョンのエッセンスと申しますか、根幹になるとこちらで考えておりますのが第 3 章の、特に最初の「人々の喜びを生み出すこと」という部分です。資料では 3 ページから 4 ページにかけてです。それ以外の「子どもの学びを支援する」や「サービスの基盤を整備する」なども非常に重要なところですが、どんなことに取り組むにせよ、図書館が何をやるにせよ、まずは必ず頭の隅においておかなければならないことがあるのではないかと、これを 3 ページから 4 ページにかけて書いてあります。ですから、これが図書館を運営していく上でのまずは柱になるのではないかと考えているところでございます。

それに基づいて、もう少し具体的にどんなことをやるのかというのが、5 ページから 7 ページにかけての、1 から 5 までの 5 つの柱ということになるかと思っております。この 5 つの柱に即して、8 ページ以下でそれぞれについて具体的に何をやるかということを書いてあります。

以上、概略についてご説明させて頂きました。

**矢野会長:** ありがとうございます。ただいま館長から説明がございましたが、この協議会として、この提案があった内容について審議していきたいと思っております。

どうやって進めたらいいかということなんですけれども、全体についてご質問、ご意見ありますかとやると、行ったり来たりする部分が心配なので、最初から順々にご意見を伺って、それで最後に相互に関連する項目についての質問という形でもって進めさせて頂きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、そのように進めさせて頂きます。

では最初に、第 1 章「はじめに」というところで、「策定の趣旨」「対象とする期間」と定められております。いわば総論という部分です。この部分につきまして何かご意見、あるいは提案し

た事務局に対してのご質問だとかございますでしょうか。

先ほど館長の言葉にもあったとおり、事前にこれは配られておりますので、みなさんもある程度熟読されてきていることを前提に審議させて頂きたいと思っておりますけれども、特にご意見がなければ次の章に移りたいと思っております。よろしいですか。

それでは、第2章「構成」というところ、ここに書かれていることを3階層に整理した部分です。この後の議論で何か関係がある部分が出てきたならばこの部分は変更、あるいは加えられるということです。本日は最後のところで確認したいと思っております。

次に、第3章「石狩市民図書館がめざすもの」なんですけれども、「人々の喜びを生み出すこと」、これは一番最初の計画書にも書かれていることでもありますけれども、このことについてご質問、ご意見ありますか。

**三島委員:**3ページ下から10行目の「図書館という場でみずから活動するようになり」というところが、具体的に分からなかったんですけれども、ご説明をお願いいたします。

**矢野会長:**はい、館長お願いします。

**渡邊館長:**はい、ご質問ありがとうございます。

前の行から続くところですね。「多くの人々が図書館サービスの受け手であることにとどまらず、図書館という場でみずから活動するようになり、それによって喜びを感じられるようになれば」という部分でございますけれども、この部分につきましては、一般的には、多くの方は本を利用されにいらっしゃるわけですから、図書館としては、本を提供するというのは仕事の中で非常に大きなウエイトを占めています。そのこと自体はもちろん間違いのないわけなんですけれども、市の施設である図書館が本を提供して、利用者の方がその本を受け取るという、そこはもちろん大事なんですけれども、それだけにとどまっていいのだろうかという問題意識がございます。

つまり、それですと、本を渡す/受け取るという向かい合った関係だけになってしまうということになります。しかし、それだけに止まるのではなくて、やはり色々な団体さんで活動されたりだとか、ボランティアさんで活動されたりだとか、もっと市民の方々が、本を利用すること以外にもいろいろな形で、職員と言葉を交わすことなども含めて、いろいろな形で図書館と関わることができるはずだという風に考えております。市の施設としては、そういった部分で、本を利用して楽しい、本が好きで、本を読めて楽しいというだけではなくて、職員と交流したり、あるいは図書館で他の市民の方々とお友達になったりだとか、あるいは、市民の方々が図書館でこんなことをやりたいと発案されて、それを図書館員と一緒に相談しながらさあどうやって実現していくかということで一緒に活動したりする、そうしたことを通じて市民の方々に喜んでもらえるということも大いにあるのではないかと、その部分を大事にしたい、ということです。本の受け渡し以外で市民の方々がどんな風に活動できるのか、もちろんこれは何ができるかを予め申し上げることは難しいのですが、その部分を最初から切り捨ててしまっ、「図書館は本を提供するだけです」と決めてかかるのではなくて、実はそういった、本を提供することに関わる、その周辺にあるような市民の方々の行動というものが、実は地域の方々に大きな喜びをもたらすものになるのではないかとこのように考えたので、こういった書き振りをしたところです。

**三島委員:**それだけの思いが入っているのであれば、もう少し個々に説明とか色々な言葉が仔細に出てきてくれないければ。これは市民にも対するビジョンですよ。もう少し言葉を足して欲しいなという感じがします。

**矢野会長:**よろしいですか。

前の計画では文化センターとかいう言葉ですかね、情報センター、知識の情報センター、文化センター、それから地域センターというフレーズで書いていましたよね。単純に本の貸し借りというのではなくて、図書館を舞台にして文化的な活動をするという、そういう意味合いなのでしょうか。

**三島委員:**もう少し身近なものになっているのかなと。

**渡邊館長:**当然、私たち市の職員としては、市民の方々から税金をお預かりしてそれで公共サービスを提供すると、公共施設である以上当然そうなんですけれども、単に税金をお預かりしたからその分サービスをするというだけで本当にいいのだろうか。まちづくりに役立つのが私たち市の職員の仕事であるし、市の施設の使命である以上は、物の受け渡しだけに完結させてしまっていて良いのだろうかという問題意識がやはりここにあります。そうであれば、教科書的に言えば地域住民の福祉の向上を目指すということになるわけなんですけれども、そうすると市民の方々が石狩に住んでいてよかった、石狩に住んでいて楽しい、あるいは石狩市民であることを誇りに思っていたくには、単に本を提供し、本を読めるからというだけではおそらく違うのではないかと。そうではなくて、地域の方々と、繰り返しになりますけれども、図書館という場を使って喜びを生み出すようなことをやる必要があると。具体的に行なうことは同じかもしれませんが、それを意識しているか、していないかということによって、長い年月が経つ中で違ってくるのではないかと。文化センターというのもおそらく同じことだとは思いますが、こちらで考えたのは今申し上げたようなところですので、先ほどの三島委員の指摘をふまえて、もう少し厚みのある表現といいますか、分かりやすいといいたいでしょうか、多少文章を増やしてしまうことになるかもしれませんが、それは修正に向けて考えさせて頂きたいと思います。

**矢野会長:**それでは三島委員のご指摘について、よろしく願いいたします。あと、どなたかございませんか。

**菊地副会長:**関わることだと思うんですけど、ビジョンという目指すべき目標のようなものだと思うんですけど、ともするとそのビジョンによって制約を受けるようなものを作ってはいけないと思うんですよ。例えば、将来的に「ビジョンに書かれていないから」とか「それは我々の仕事ではないから」とか「ビジョンに書かれていないからできない」とか、そのようになっては困ると思うんですよ。そういうビジョンであってはいけないと思うんですよ。その時に、この3ページに「人々の喜びを見出すこと」と謳っているんですよ。そういった意味ではすごく良いフレーズだと私は思いますし、それから今、例えば図書館という場で自ら活動するという、「何が」という風には言っていない、でも非常に可能性を持った言葉ですよ。「いろんなことが出来るんですよ」と。「いろんなことを皆で主体的にやってみませんか」という。ですから、今お話にあったように、いくつかの例を挙げて具体化するの賛成です。ただ、制限的にするのはな

くて、可能性のある言葉として、是非活かして行ってほしいなと思います。

**矢野会長:** はい、ありがとうございます。あと、何かありませんか。

皆さんのお手元に、今日、下田委員が欠席ということで、資料が皆さんに配付されていると思います。会長宛に下田委員の意見が届いております。

3章で関係のあるところでは、全体的には具体的で非常に素晴らしいビジョンであると書かれています。現在審議されている3章については、最も重要なミッションであると。図書館は社会の発展を縁の下で支える施設であること、図書館の主役は一人一人の利用者であり市民であること。このフレーズについては非常に重要な言葉であると、そういったご意見をお伝えしてほしいという意見をお預かりしております。

具体的な話になっていくと、3章の1として「子どもの学びを支援する」、それから2として「情報発信を通じて生涯学習を支援する」、3として「市民の誰もが利用できるような環境を整備する」、それから4として「サービスを支える基盤を整備する」、5として「利用者の期待に応える蔵書・情報源を構築する」ということで、この5つの方針といたしますか、目標が盛り込まれております。

最初に「子どもの学びを支援する」ということですが、これにつきまして何かご意見はありますか。

**山田委員:** (1)の「学校図書館の活動の充実を支援する」、上から3行目のところですが、学校図書館どうしの連携の強化に協力したりする」、これは今の段階でこのようなものをイメージしていますよってというのがあれば、何か聞かせて頂きたいと思うんですけれども。

**渡邊館長:** では、私の方からご説明いたします。

第4章を見て頂ければ分かるのですが、具体的にはまだ、これが出来る、これをやろうというところまでは至っていないものではありません。ただ、目指しているイメージとしては、市民図書館として当然学校図書館の活動をサポートすることになります。現在でも、学級団体貸出という形で本をお貸ししたり、あるいは学校図書室活性化事業として希望のあった学校へこちらから司書を派遣して図書館の整備といったものをさせて頂いたりしています。ただ、学校で必要とする本、例えば児童書につきましても市民図書館だけで万全なサポートができるかというとなかなか難しい部分がございます。特に、授業で使うような、教材を補助するような本となりますと、当然どの学校も同じようなプログラムで授業を進めていますから、時期をずらして大体同じような本が必要となってきます。そうなりますと、それを全て市民図書館で用意できるかという、なかなかそれは難しいところがあると思います。そうであれば、限られた資源、限られた本を有効に活用するということであれば、学校同士で融通し合って、必要な時にこの学校さんで使ったものを次には隣の学校さんにお貸しして、ということが出来るようになってゆけば、さらに有効に図書館資料を使えるようになってゆくだらうと考えております。

こうしたことを進めるには、市民図書館から一方的にサポートするのではなくて、学校どうしで、同じような課題を抱え、同じような教育活動をしている学校どうしで協力関係を作ればさらに良くなるだらうという想定がございます。今は蔵書の面についてご説明しましたが、

それ以外にも、学校図書館運営につきましても当然学校どうしの方がお互いに事情をご存知でしょうし、学校どうしでお互いにアドバイスするようになって頂ければと。そしてそうなった時に、学校どうしでそういった意見交換をしたりとか蔵書のやりとりをしたりするということで体制を整備していく際に、その部分で市民図書館が、全ての場面に関わるかどうかということもありますけれども、どれだけお役に立てるだろうかというようなことを考えております。

**松名委員:** たしか2年ほど前に、石狩市内の小・中学校の図書館に携わっている先生方が集まって、図書館の職員の方と市の職員と連携をとるようなことがあったと記憶しているのですが、確か昨年はなかったと思うんですね。こういったビジョンを出されて、こういった連携の機会というのは今後増えていくということになるのでしょうか。

**渡邊館長:** これは縦割りの話になってしまいがちなのですけれど、学校の図書館は当然学校の設備でございますので、教育委員会での所管は学校教育課ということになるのですけれども、そちらの方とも当然お話をしております、各学校で図書館を担当している先生方が、例えば集まって研修をしたりだとか、情報交換したりだとか、そういった場をなんとか活性化したいというようなお話は事務レベルで行なっております、まさに今、松名委員からご指摘があったように、学校側の担当者だけではなくて、それに市民図書館も関わる形で、情報交換や、さらには体制整備に向けてどういったことができるかという相談をしていくことが出来ないだろうかというのが、先ほど質問にあったこの部分についてのイメージです。昨年につきましては、会議という形ではなくて、本の修理の講習という形でそれに当てた形になっております。年度始めに開催したと記憶しておりますけれども、昨年度はその一回です。

**谷口議員:** イメージとしては、学校図書館支援事業のセンターの部分をも市民図書館がお持ちになるイメージなのかなと。学校どうしでやり取りをすると言っても、蔵書がちゃんとそれぞれの学校で把握が出来ているかということと、A校からB校にという物流がまだ学校にはないので、この部分で市民図書館が関わってくださるとか。蔵書の把握ですね。どの程度コンピュータ化されているかは分かりませんが、支援センターとしてやっている自治体などがありますけれども、そういうような意味合いを将来的に持たせたいというのが含みであるのかなと考えては考えすぎですか。

**渡邊館長:** はい。問題意識は谷口委員がおっしゃったとおりだと思います。支援センターという言葉をご存知ない方もいらっしゃるかもしれませんが、市町村によっては、市内の学校図書館を支援するセンターというのを1つ個別に設けて、そこが各学校の連絡調整を行ったりしているという例もございます。また、恵庭のように、市立図書館がそうした機能を担っている場合もございます。

石狩の場合は、協議会の場でも以前ご紹介したとおり、そもそも学校司書が今年度初めて一人配置されたという状況です。そのため、どうしても、スタッフがいないということで、センターを作っても、物流を確保しても、受け取る学校の側が、担当の先生がお忙しくて対応できないというような部分があるかと思われ、物流も含めてそれは表裏一体の関係にあると思うのですが、そこが課題だということについては、正に谷口委員がおっしゃったとおりなので、この部

分を改善していくために、市民図書館としてできることは、着実にやっていきたいというのがまずございます。ただ、具体的に何ができるという段階にはまだありませんで、プランの方には表現できていないのですが、まずビジョンとして、今後の方針としてそういったことを意識したいという風に考えているところです。

**山田委員:**現状として、今石狩市には学校が21ほどあるので恵庭と比べても仕方ないんだけど、図書司書関連も、現実に今石狩としては司書を置けないという人数だということがありますよね、経済的なこととかもあるし。すると、司書教諭は全ての学校に、本来なら12学級以上となっていますけど、司書教諭との連携というか、支援するときは司書教諭に対して支援することによって、校長なりを通じていくしかないと思います。現状では、司書教諭は授業も担任も持っているという状況があるので動けないわけですし。

なにかその辺、支援するという面で具体策について考えがあるのでしょうか。司書教諭を置けないということは知っているのですが、何か、ないですか。

**渡邊館長:**どうお答えしてよいのか、ちょっと難しいんですけど、それも含めて、まさに今年度若葉小学校に学校司書を一人配置した、これはモデル事業ということでご説明したかと思うんですけど、学校司書を配置すれば、先生と一緒にここまできると、でも当然司書教諭の先生がいらっしゃらない学校もあるし、学校司書が置かれていない学校の方が圧倒的に多いわけですから、それぞれのところでどれだけ底上げできるかというのを、まさに今年度から来年度、それ以降にかけて検証して、どれだけその効果を広げていくかという部分が課題なのだと思っております。

そして後ほど、ビジョンのところではなくてご報告しようというふうに考えていたのですが、学校図書館の整備状況について後ほど副館長からご報告させて頂きたいと思っておりますが、これはまだ正確な数字ではなくて速報値なんですけれども、若葉小学校に今年度司書を配置したところ、子どもの利用が増えているという数字が出ております。もちろん今年度は、双葉小学校の来年度開校に向けて改修工事をしていますので、図書館の開館日数は圧倒的に少ないですが、開館日数一日当たりで見ますと3割から4割ぐらい、本の貸出しが増えているようです。やはりそれくらい効果はあるんですね。

また、学校の先生と学校司書のコミュニケーションは非常に良好に取れています。ですから、それを司書を置かないでどこまできるとするのは、もちろん置いた場合でもどこまで出来るかというのも非常に大きな課題ですけれども、置かなくても、全校に配置できなくても、どこまで効果を波及させてゆけるかというのは、これは難しい課題ですけれどもやはりチャレンジしなければならぬのだと思います。

山田委員の質問にすぐにお答えできるわけではないんですけども、その辺を探っていくのがこれからの1年、2年、3年、ビジョンというか、プランに関わる今後5年間ぐらいの市民図書館、そして教育委員会も含めての課題であるという風に思っています。

**矢野会長:**よろしいですか。

**山田委員:**はい。

**三島委員:**それを、文章の中でそれを強める意味で、文章を変えてはいかがでしょうか、という提案なのですけれども。上から4行目、「市民図書館は学校図書館と連携したり」じゃなくて、「連携し」で止めて、「学校図書館どうしの連携の強化に協力したり」じゃなくて「協力することで」ということで強めた方がいいのかなと思うのですけど。

**菊地副会長:**ごめんなさいね、あの、私はね、先ほどの延長になるのですけれども、「～したり」が持っている意味がまだ他にもあるのだと思ったんですね。「～し」となると限定してしまいますので、そのものになってしまいますので、こういうことをしたりして最終的には子どもがより多くの本に出会えるっていう、そういう風にとったんです。

**三島委員:**そうですね。

**矢野会長:**これは検討していただいて。

**菊地副会長:**そうですね。

**矢野会長:**ではお二人から意見がありましたので事務局の方で検討してください。

(2)の方はどうでしょうか。「子どもが本に親しむために機会の提供に努める」。よろしいですか。

それでは大きな2の「情報発信を通じて生涯学習を支援する」。(1)として、「資料を提供するための機能を高める」、(2)として「情報発信を積極的に行なう」という2項目ありますが。これについてのご意見、またはご質問のある方。

はい、三島委員。

**三島委員:**1行目の「文物」という言葉は普通使わないものなんですけど。(2)の「情報発信を積極的に行なう」の中で、「本は、それだけでも多くの知識や情報が詰まった物ですが、他の文物…」と読んでいって、これってなんだろうと思ひまして。実情を見ればわかるんですけど。

**矢野会長:**どうですか。

**三島委員:**私に教養がなくて分からなくて。普通は使われないんじゃないかな、と思って。

**渡邊館長:**イメージとしましては、図書館だけで完結するのではなくて、例えば、いしかり砂丘の風資料館でも様々な史料を持っていたりします。また、市民図書館の場合でも複製絵画がありますが、そういった美術品、それから博物館資料、その他いろいろなものとも結びつけることで、さらに本が持っているものが、ということなのですけれども、どんな表現がよろしいのか、逆にお知恵をいただくと大変ありがたく思います。

**三島委員:**この字、単語自体が分からなくて、何なのかなって聞いてみようかなって感じだったのですけれども。

**矢野会長:**とりあえずそういうご意見があったということで。検討したけど、分からなかったと。

**三島委員:**普通に使う言葉なのですか。

**矢野会長:**そうですね。はい。

**三島委員:**であれば。

**矢野会長:**あと、どなたか。

**菊地副会長:**私も今の(2)のところなんですけれども。非常に私は大切なところだなと思ひまして。

図書館の機能が「他の機関・団体と連携を図りながら」ということで広がりを持っているということですね。図書館ではこういうものだけというだけではなくて、さらにいろんな団体と関わることによって、こんなこともできる、あんなこともできる、そういう非常に広がりを持っているということで、非常にここは大事にしていってほしい、と置いていたところですよ。以上です。

**矢野会長:**ありがとうございます。あとは特にありませんか。それでは先に進みます。

大きな3番目「市民の誰もが利用できるような環境を整備する」、(1)として「高齢者、身体障がい者の方へのサービスの充実を図る」、それから(2)として「分館でのサービスの充実を図る」、この二つの構成となっています。

これについては、はい。

**山田委員:**下田先生と同じように、「利用者が主役」というところなんですけれども。

図書館の利用が小学生が過去最大だっという風に新聞に載りましたけど、確かに子どもと高齢者への対策って凄いですよね。これは私も調べてみたんですけど、例えば高齢者、石狩ですけど昭和60年の8.8%から現在22%までいっているんですよ。これは高齢化社会ではなくて完全な高齢社会ということですよ。それから子どもの数も2分の1になっています。

そして実はその影にある障がい者が、精神疾患を患っている人は石狩市内でも平成17年から20年の3年間で2倍に増えているんですよ。そして、結局社会福祉もそうなんだけど、高齢者と少子化対策が全てに優先されて、自立支援法なんていうのは障がい者にとってみれば本当につらい法律ですから、1割負担制っていうんですね、ある学者は「自殺支援法」なんて言っているんですけど。やっぱり障がい者のことも考えたこれからの社会というかな。実際にたった3年間で2倍に増えている現状があるわけで。

そういうことを考えたときに、この「サービスの充実」っていう中でね、高齢者に対する対策っていうのはいろんな具体策が出るんだろうけども、さて、来られない障がい者の人たちに宅配をすると、現実に職員がするだとか郵送するだとか、いろんなパターンが考えられるわけです。全て財政の問題が絡んできますが、どのような発想を、特に障がい者に対してどのような発想を持っているのかなということをお聞きしたかったんですよ。

**渡邊館長:**今の部分につきましては、第4章の計画の部分でも、宅配サービスの実施について、9ページの下のところにも書かれています。この部分は図書館の中でもいろいろと議論してきたところです。やはり今、山田委員がおっしゃられたとおり、財政措置がどれくらい可能かということに直結してくるんですけども、他の自治体の事例もいろいろと調べてみているところです。

他の自治体の事例を調べますと、だいたい二通り、宅配サービスに関しては二通りございます。1つは利用要件を特に設けずに、どなたでも図書館に利用者登録している方ならどなたでも宅配サービスを受けることができる。これであれば、体の不自由な方、あるいはお年を召した方に限らず、仕事が忙しくて図書館の開館時間に来られない方、こういった方も使うことができると。ただ、この場合は、宅配の送料は往復とも利用者の方が負担する、受益者負担ということですよ。このやり方であれば当然人件費というか、手間はかかるわけですけども、予算措置としてはそれほど大きなものではないということで、比較的早く実現できるのではないかと思います。それ

が1つのやり方です。

もう1つのやり方というのは、いわゆる身体障がい者として認定された方に関して、送料を片道ないし往復、これは自治体によって違いますけれども、市のほうで、図書館の方で負担して宅配をするというようなことであります。ただこの場合には、やはり財政措置が必要になってきますし、どのくらい利用があるのかというのが、なかなか予測を立てにくいので、こちらは、やはりスタートさせるとするとかなり綿密な準備といいますか、制度設計が必要になってくるというようなところですよ。

ですので、さしあたりまずスタートとしてニーズがどのくらいあるのかということも含めて、まだ私たちは手元にデータもそれほど持っていませんので、まずは第一の方向、受益者負担で送料は負担していただくことになりそうですけれども、まずは、図書館に来られる方も含めて宅配できるような道を追及して、その上で、身体障がい者の方々などからもさらにご意見を頂きながら、財政措置ができるかどうかも見極めて、もしこれが要望が多くて、是非市としても、ということになってきますと、これは図書館だけの話にはとどまらないと思うので、市の公共サービス全体の中での図書館サービスという位置づけとなりますので、そうなったときに初めて送料を市のほうで負担してということが現実味を帯びてくると思っていますので、その辺は段階を踏んでやっていかなければならないと思います。

**矢野会長:**私、ここのところでちょっと思ったのですが、図書館に足を運ぶのが困難な方にどのようなサービスを行うのですか。図書館に来られるのだけれども、例えば目が見えなくて、そういう障がい者の方々もおられると。この部分は10年度の長期目標ですよ。図書館に足を運ぶのが困難な方に対するサービスではなくて、もうちょっと膨らますようなですね。ただ当面の5年間は、とかそういうことは考えておかないといけません、将来的にはこういうことを実行していくのだというような、そういうような表現を付け加えていただけるといいかなと。ちょっと、聞いてみたいんですけど。

**三島委員:**対面朗読とかの話ですか。それは現在行われていますよね。

**矢野会長:**ええ、ですから継続するということがいいということなんですか。それをさらに拡大するとか、今やっているのが新しい事業として計画しなければいけないのかとか。障がい者のサービスとして。

**渡邊館長:**ここの項目につきましては、市民の方々のご意見を交換する中で出てきたのですが、図書館でそういった意見交換をさせていただいたのでその方々も図書館に来られる方々なのですが、そういった方々が想像力を働かせて、私たちももしかすると20年後には図書館に来られなくなるかもしれない、そういった時に利用できる本当はもっといいんだよね、というご意見をくださる方が何人もいらっしゃいました。ですから、一方では、せっかくこれだけの図書館があるのだから、図書館という建物の快適性というのも非常に重要なですね。だから本当は、図書館に来て頂けるようにするのがやっぱり大事であるけれども、しかし、それでもやっぱり来られない方もいらっしゃるということで、その両立が大事なんだよねという話になりました。

ですから、今回のビジョンには特に表れていませんけれども、やはり引き続き図書館を多くの市

民の方に知って頂いて、来ていただけるようにしたいと、そして来てくださった方には当然満足していただけるようにサービスをしなければいけないと、これはもちろん言うまでもないことですけども、それと併せて、やっぱりそうは言っても来られない方もいらっしゃるだろうと、それは身体に障がいをお持ちの方もいれば、お年を召した方もいる、あるいは色々な事情で家を離れられない方もいる、そういった方々にも、来館できる方と同じサービスはできないかもしれないけれども、少しでも今まで以上のサービスをというのが出発点にございましてこういう表現になったものです。

ですから、順序としては、最初から障がい者の方へというところから考えがスタートしたのではなくて、来られる方・来られない方、そこから考えを膨らませていった項目でございます。ですので、今ちょっと議論がそうではなくて、対面朗読のお話ですとか、もちろんそれは重要なことなんですけれども、そういう方向に行きましたが、切り口としてはむしろそうではなくて、私たちは図書館に来られる方だけを見ていいんだらうかと、いやそうではないのでないか、という考えで記述した場合に、こういった目標でどうかということ議論していただければと思います。

**矢野会長:**はい、分かりました。はい、どうぞ。

**谷口委員:**今、館長のお話を聞いていると、「高齢者・身体障がい者の方へのサービス」だと、その方だけが対象のように思ってしまうと、最初に身体障がい者が出てくるので。障がい者にもいるいろんな方がいらっしゃいますので、知的な方とかもいらっしゃいますし、精神疾患の場合はこの中に入らないのかというのも少し気になりましたので。要するに図書館に来れないという方は、高齢であろうがなんであろうが、引きこもりであろうが、多分いるんだと思うんですね。ただそういう方に、全てではないけれどもある程度の図書館サービスを受けられる選択肢を残すということだと。だからそこはこれだと分かりづらいと思うんです。せっかく来ない方までターゲットを絞っているのですから、この書き方だと非常に狭まったような形になってしまうような気がするのですが。

**渡邊館長:**ありがとうございます。

今の谷口委員のご意見を伺ってしまして、そのとおりだなと思いました。まさにその文章と(1)の見出しがミスマッチということですね。であれば、その文章で書いてあるとおり、「高齢者、身体障がい者の方々へのサービスの充実を図る」という項目名にするよりは「来館が困難な方に対するサービスの充実を図る」といった、そういったような表現の方がより広くなるということで考えてよろしいでしょうか。その中に当然高齢者の方もいらっしゃれば身体障がい者の方もいらっしゃるということを文章の方で例示して、そういった方々も含めてということ表現してゆけばよいのかなと、今伺っていて思ったところです。

**矢野会長:**あとはありませんか。三島委員。

**三島委員:**よく分からないんですけども、あまりにそういう風に、文章の中に高齢者、身体障がい者っていう風に、精神障がいっていう風に書くのはどうなのかなと。実際、聴覚障がいの方は来られますよね、そういう手段もありますし。他の方たちも、本当に自分の気持ちがあったら歩

いて来られる方は来られると思うのですけれども、で、さっき館長が言ったように、本当にそういう形で来れない人はどうするのって限定したところで、ちょっと範囲が狭いと思うのですけれど、そこはちゃんと考えているよってどこかに書いて欲しいというか。

**西委員:**いま館長がおっしゃったように、括りとしては高齢者・障がい者という風にしないで、やはり来館が困難な方っていう大枠で打ち出すのが良いと思います。その中にやはり、三島委員が言うように、高齢者や身体障がい者「など」というのを入れることで網羅するくらいが適当なのではないでしょうか。そこにいろいろな精神疾患とか書くと、またちょっと論議を呼びますので、高齢者や身体的障がいというのはみんなも割と認知して気にする部分ですので、それで十分に網羅できると考えました。

**三島委員:**「身体障がい」と書かないで「障がいをもった」という風にしたほうが良いと思いますし、視覚障がいの方だと図書館に来てもあまり情報が取れない、そちらの方のサービスも、情報をとれるような手だてもありますという風に付け加えていただけたらいいのかなと。

**矢野会長:**よろしいでしょうか。

**谷口委員:**私自身としては、細かく言えばということではなくて、あくまでも間口は広いだろうと。そういう方々が何もためらうことなく、図書館を何らかの形で利用できるのだよということが伝わるのが大事なんじゃないかと。だから、別に障がいがなくとも、障がいを持ったお子さんのお母さんが来られないとか、ご家族を介護されていて来られないとか、そういうのも多分あると思うんです。だからそういう風にいろいろなことがあっても、でも図書館というのは実は懐が広くて、そういうことでもちゃんとサービスができるというんですよということ、だから使ってくださいということのメッセージが伝わるような内容だったらいいんじゃないかなと、私は思っているんですけれども。

**矢野会長:**はい、ありがとうございます。事務方をお願いします。

(2)の方はよろしいですか、分館のサービスについて。

**菊池委員:**この一番最後の文言、「また、分館網についても、最適なあり方の検討を行います」という、ここをもう少し説明していただけると助かるんですが。

**渡邊館長:**この部分はまだ明確に言えるものでもなく、あくまでもこうした含みのある、含みを持たせたような言い方しかできないんですけれども、石狩市は4年前に浜益村、厚田村と合併して、今それぞれコミュニティセンターの中に図書館の分館を置いているという形になっています。ですから今、分館は4館体制で花川南に1館、八幡に1館、厚田と浜益に1館ずつという体制になっております。当然これは施設に関わることなのでおいそれと見直すことができないというのは言うまでもないんですけれども、未来永劫このままでいいのかということと必ずしもそうではないだろうと。やはり当然、場合によっては、施設の改廃、市としての公共施設の改廃、改修等で見直す事態もありうると、その辺の含みを持たせたものだという風にとっていただければと思っております。ですから現時点では具体的にこれをやる、あれをやるとは申し上げられないんですけれども、分館網、今の分館の体制をこれで固定的なものとして捉える必然性はないんだよということをおさえておきたい、というぐらいで捉えていただければと思います。

**矢野会長:** よろしいですか。はい。

ひとつ質問いいですか。ぼぼらーとの扱いはどういうものなのでしょうか。

**渡邊館長:** はい。そこは分館ではなくて、昨年度 8 月から市民活動情報センターということで、その名前のとおり市民活動をする方々に情報を提供するなどの機能を持った施設としてオープンしたわけですが、そこを指定管理者として運営している団体の方々が、自主事業として図書サービスということをしておられます。市民図書館としては、約 7000 冊の本を団体貸出として、セットで貸し出しております。その貸し出し・返却等をしていただいております。また、それだけではなくて、市民図書館の本の取り寄せ窓口ですとか、返却の窓口としても機能していただいております。ですから、分館網には入ってこないんですけども、花川北という地域において、地域住民の方々が本に親しめる場所ということで機能しておられるので、可能な限り連携、協働してサポートしていくし、一緒に何か事業ができればということは考えております。

**矢野会長:** 他にございませんか。それでは次、4 番ですね。「サービスを支える基盤を整備する」ということで、(1)として「開かれた運営を行なう」ということ、(2)として「専門的な職員を配置する」、(3)として「施設の補修や機器の更新を適時に行なう」という、以上 3 点の構成になっています。

ここについてはご意見、ご質問ありますでしょうか。はい。

**三島委員:** 1 番目の「開かれた運営を行う」というところで「市民図書館はさまざまな手段を活用して」ということがあるんですけど、ビジョンなのでこの書き方でいいのかなと思うのですが、もう少し具体例を挙げて、分かりやすく書いてほしいという希望があります。後ろには書いてあるのですが。

**矢野会長:** 渡邊館長いかがですか。

**渡邊館長:** はい。この部分はおそらく手前味噌になってしまいますけれども、実は石狩市民図書館は他の自治体の図書館さんに比べても、決して恥じることはない情報公開はしているものだと私どもは考えております。例えば図書館協議会の議事録も、そもそも図書館協議会を置いているということ自体が、すべての市町村で置いているわけではありませんし、さらにその協議会の議事録を全文公開している、しかもインターネットでもきちんと公開しているというのは、全国で見ても決して多くありません。都道府県の図書館ですらここまでやっていないところが数多くありますので、その部分は、私どもが言うのはおこがましいかもしれませんが、おそらく石狩市民として誇りに思っている部分なのではないかと思っております。

ただ、そこで満足してしまっただけではいけないというのも当然ございまして、皆さんご承知のとおり、行政をブラックボックスで外から見えない世界にすることはいけないという問題意識があります。ですので、その部分は不断の努力をしていかなければならない、というのがまずベースにある考え方です。

そういったことで今の三島委員のご意見ですが、おっしゃるとおりだと思いますので、例えばインターネットでこういったものを公開しているとか、今でも議事録以外にも図書館の要覧などもインターネット、ホームページで公開したりしておりますので、そういった例示もする

ということでより分かりやすい表現にしていくということでもよろしいでしょうか。

**矢野会長:**それでよろしいですか。はい。あとはよろしいですか。

この「専門的な職員を配置する」というところで、職員・非常勤のことですよね。人数の話でいうと現在 16 名ですか。

**渡邊館長:**正規職員が 8 名、その他が非常勤職員となっています。

**矢野会長:**職員の体制としてはそれで OK なんですか。

**渡邊館長:**これは市全体の人員管理の話になってくるので、図書館だけ言うのは難しいのですけれども、ここで申し上げたいことは、実はこれは現状でも一定程度できていることであって、それをきちんと維持していこうということでもあります。つまり司書有資格者の配置を含めて、やはりきちんとした訓練を受けてきちんとした知識をもった職員は、良いサービスをして市民の方々に満足していただくために当然必要なんだということを再確認するという意味でこのように書いているところです。資格を持った人を配置すればそれでいいということではなく、きちんと能力を高めるために研鑽をする、自己研鑽を積まなければならないし、組織としての研修を行わなければならないということも含めてですね。

新しくやることだけを今回のビジョンにすべて盛り込んだのではなくて、現状でよい部分、これからも活かしていかなければならない部分も盛り込んでいくという意味で、この項目の部分は理解していただければと思います。

**矢野会長:**はい、あとはございませんか。

それでは、大きな項目としては最後になりますけれども、5 番目として「利用者の期待に応える蔵書・情報源を構築する」、(1)として「魅力的な蔵書を構築する」、(2)として「調べものに役立つ環境を整備する」、(3)として「地域資料を積極的に収集する」、以上の 3 つの柱になるんですけども、これにつきましてなにかご意見・ご質問、ございますでしょうか。

**三島委員:**すいません。

**矢野会長:**はい、三島委員。お願いします。

**三島委員:**(1)の「魅力的な蔵書を構築する」ということなんですけど、この図書館、オープンしてから 10 年になると思うんですけど、市民の方が借りられている本とか、市民が借りている本の傾向とか、10 年間の積み重ねがあって、その上での、それを加味しての魅力的な蔵書になると思うんです。専門的な部分は別として、いかにいろんな人たちがいろんな本を借りられているという足跡があって、蔵書は選ばれていくと思うんですけど、その上に立ってのお話なのでしょうか。石狩市民の傾向というのはちゃんと出ているのですか。

**丹羽副館長:**毎年分類毎に統計を取っていますし。それから毎年この後ご報告いたしますけれども、蔵書点検を行い貸出の回転数を見ています。回転数の多い本・少ない本、そのあたりをなるべく把握するようにして、二階には開架書庫と呼んでいる第二開架がございますけれども、二階に上げるときは回転数が目安になっていますし、そういうことを把握することで、どのような本が利用されているか、利用されていないか、そういうような傾向を掴む努力はしております。

**矢野会長:**よろしいですか。

**金野委員:**今のところなのですけれど、(1)のところ、「評価の定着した本」とあるんですけど、評価の定着というのはどこを見て評価の定着とっているのか聞きたかったことと、私も最近体調をこわしたものですから、医療や薬とかそういうものを、健康に関わる本をちょっと何冊か借りたりしていたんですけども、何年に出されたってありますよね、あれ結構古いのがあったと思うんですけど、だいたい何年間くらいっていう目安はありますか。それと、それは10年近く経っているけれども評価が定着しているから置いているということと関係はありますか。

**渡邊館長:**まず1つ目については申し訳なく思う部分がございます、予算が潤沢にあれば新しい版にどんどん買い換えていける類の本もあるのですが、それが買えないと、若干古くても残さざるを得ないものがあるというのがまず1つ、金野委員へのお答えです。それから、評価の定着した本につきましては、ここで意図していたものは、先ほど副館長からご説明がりましたが、利用の多い本は市民の方が求めている本なので、当然利用に供するし、廃棄することはほとんどないわけですけれども、かといって利用が多い本だけを残せばいいかということそれはまた違うわけです、例えば漢和辞典のようなものであれば利用はおそらく少ない、借りる方はほとんどいらっしやらないかもしれない、でも当然図書館としては必要だと、そういう意図です。

もちろん利用動向・利用傾向は重要な指標であるけれども、その一方で、利用に現れてこない部分もきちんと、その本自体の性質も含めて、それも意識しながら残すべきものは残すという、ストックとフローですね、きちんと新しい本はフローで入れていくことが当然魅力的な蔵書構築には大事だけれども、それはそれとして、たとえ利用が少なくてもストックしなくてはならないものはストックしなければならないということ、これは現状としてやっていることですが、現状の再確認ということで記述しているところであります。

**矢野会長:**はい、よろしいですか。はい、どうぞ。

**金野委員:**ストックとフローということなのですが、医療の本は、検索すると色々あるんですね。それで、昔のというか、10年近く前も今も大体同じというか、同じようなことで残っているのかなっていう思いが借りる方としてあったのですが、借りる方としてみれば、ちょっと自分の体に関することでしたので結構探したのですが、結構古い感じだったんですけども。それでも借りてきて読んで、それはそれで大変ありがたく、ああそうなのだということもわかってよかったのですが、何かちょっと、医療の現場というのは速い速度で変わっていくなあと思ったこともあったので、本当にこの本は信じていいのかなっていう。それは自分で新しく買えばいいんですが、いっぱい買えないので借りてくるわけですが、ちょっとそう思ったので、ストックとフローですか、そういうことで本の数もちろん足りないっていうのはわかりますけれど。

**矢野会長:**うちの図書館では、古い本は、日進月歩変わっていくものは買い換えないと先生に誤った情報を伝えてしまうということで、ですから小説の古いとか新しいとかは別の次元の話なので、これはやっぱり図書館としては努力して頂きたいなど。

**金野委員:**買えば一番いいんですけどね。何冊も買えないのでちょっといろいろ。

**谷口委員:**本当にそうだと思います。私は学校で生徒に本を提供する場合、その手のものは1年2年経ったときに除籍対象にしてしまうしかないのです。お金の追いつかないので

す。だから、たぶんそういう時に司書の専門性というのが出てくると思うのです。古いのしかなくて新しいのは無いっていうのを多分司書さんには気になると思うので、そうであれば、それは司書さんから情報の提供を受けるという、それが専門職員だと思うんです。本当にお金がない中でこれだけの出版点数を購入するっていうのはほとんど不可能に近いと思いますので、その専門性とその蔵書のところが、多分これは両方あるのかなと思います。

これは、日々私も職場の中で言われていることですが、「評価の定着した本」という表現はこれ、誤解を受けますね、書き方が。何を評価するかなんて誰にも言えないんですね。だから、言っていることは分かるので、私もそう思っていて自分でやっているんですが、言われてみて今読み直すと大変誤解を招きやすい表現なんだなと。評価というのは人によって全く違いますので。もしそうであれば、もう少し別な形で、要するに今使われている人気のあるものばかりじゃないんだよってということで、とにかくそういう感じのものだよと伝わればいいものだと思うので、ここはちょっと変えられた方が無難かなって気はするんですけど。

**矢野会長:**皆さんそう思われますか。あとよろしいでしょうか。はい。

**三島委員:**2番のデータベースの導入というところがちょっと説明が欲しいんですけども。

**渡邊館長:**はい。(2)のところで、データベースの導入についてこちらで考えているところは、当然、図書館は小説を読んだり、いわゆる読むという、読書のための本をたくさん用意しているわけですが、それ以外にも色々な、仕事ですとか生活上のことを調べるというのも重要なことだと認識しております。そうなったときに、調べるためには調べるツールが、道具が必要なわけです。そこで、図書館の蔵書目録、これは、他の図書館、道立図書館とか国会図書館が作っているものもありますけれども、それで検索することはもちろん大事ですけれども、それだけではやはり足りない部分がたくさんございます。

具体的に考えているのは、まずは新聞記事を探したりするようなデータベースは非常に優先順位が高いのかなという気がしております。これは実際に利用者の方とお話していても。石狩市民図書館は新しい図書館ですけども、新聞の原紙ですね、縮刷版ではなく原紙、昭和47年頃のものから保存しておりますが、これは利用が多いんですね。やはり、昔のことを調べるうえで新聞というのは信頼できる出版物です。ところが、それを調べるツールというのが限られておまして、現状では一枚一枚めくっていくしかないということになりますから、利用者の方にとっては大変な手間が掛かる作業になります。もちろん、全ての新聞記事を検索できる魔法の機械はないわけですけども、今では、主要な新聞であれば各紙とも記事検索のデータベースというものを提供しております。そこで、これも予算に跳ね返ってくる話ですとお約束できるわけではないんですけども、やはり、今持っている蔵書を、当然調べものも非常に重要だと思っているし利用者の方もそういう利用の仕方をしておられるということもありますので、そのための環境をどう整備しようかということを見ると、もちろん本代は喉から手が出るほど欲しいですが、その本を有効に使うためのツールもやはり必要なのではないかとというのが一方であります。そのツール、検索するためのツールの充実ということで、具体的には、例えば新聞記事の検索データベースについて今申し上げましたが、そういったものを、現状では利用者の方がご自分

で使えるデータベースがないので、その部分を何とか一步踏み出せないだろうか。少なくとも方向性としては、そういったものがあれば間違いなく利用者の方の利便性が高まるわけですから、やはりこの地域において市民図書館が果たす役割というのを考えると、すぐにできるかどうかはともかくとして、もうちょっと機能を高めていかななくてはならない部分だという風に考えております。

この辺は、大学図書館さんに比べれば、自治体の図書館というのはまだまだ決して充実しているとはいえないんですけれども、その部分をなんとかしていきたいと思ってこうしたことを盛り込んだ次第です。

**矢野会長:**はい、よろしいですか。

**三島委員:**はい。私が調べものしてすごく助かったのは、ここに地域資料があって、その中の、例えば『石狩暦』の中の項目をパソコンで調べると、一冊の中の項目がたくさん出てきてヒットするんですね、レファレンスカウンターに行くと。そういう部分を蓄積してほしいと願っていますけれども。途中までしかないんです、たぶん。それで、そういうのもちゃんと充実して欲しいなという希望がありますので、よろしくお願いします。

**矢野会長:**大学図書館は、さきほど館長がおっしゃったように、今、全部電子化なんですよ。雑誌も外国雑誌は全部電子化なんです。ですからパソコン上で全部読み上げると。それからレファレンスブックも全部電子化ですね。全部電子化ですごく便利で、今おっしゃったように検索項目を入れるとどんどん出てくるんですけど、全部お金がかかっていると。それで予算が圧迫されて、雑誌とかはどんどん毎年値上がりしているのですよね。ですから当の先生方がそれにはまってしまうと中毒にかかって、絶対に便利ですから。だからそここのところは大変なところがあります。それから導入するとやはり途中でやめるというわけにいかないから、やっぱりよく慎重に考えていかなければならないことではあります。

**山田委員:**(3)の地域資料を積極的に収集するということですが、市民カレッジで市民のアンケートを取った結果なのですけどね、「石狩市の歴史や地理について知りたい」というのが圧倒的に多いのですよ。一位なのです。そういう講座をやるとすごい評判が多いです。毎回抽選、抽選で大変なのです。実は、そういった中で、例えば、1945年の7月北海道空襲で石狩市なんかかなりやられているんです。人が死んでいますから、13人。ただですね、望来もかなりやられているんですけど、望来の地域の人たちが書いた、そういう本もあるんです。

**丹羽副館長:**図書館に、蔵書としてあります。

**山田委員:**「埋もれた墓標」とかそういうね、1つは地域で書かれたものも発掘できるのかなってことです。なかなか一般に流布していないものなんかもあるんだろうというね。それから、例えば、先日あったことですが、生振アイヌの人たちのこと、石狩もアイヌの人達がいっぱいいましたからね、私実は調べようと思ったんですけどなかなかそれが無い。あちこち探したんですけどね。それで、道立図書館で問い合わせしてみたんですけどね。

これだけ石狩の歴史や何かに興味を持って、50人の定員でやると48人くらいが60代と70代なんです、50代はひとりくらいしかいませんから。これも今、1つの課題として押さえているん

ですけれどね。それで、これだけ人数がいるんだから、石狩コーナーみたいなのを作れないかなと。石狩の歴史だけのコーナーなんて無理でしょうかね。石狩のみっていうのも無理かなと。2階にあるんですけれども、北海道のいろいろなのが混じっているんですよ。

**丹羽副館長:**まず、郷土史関係の講座を開催したときには本当にたくさんの方において頂けるので、ニーズがあることを感じている分野です。それからさきほど望来空襲のお話をされましたけれども、「埋もれた墓標」は合併前に出たものですから、始め持っていませんでしたが、文化財課と共同で手に入れて、現在は図書館にございます。アイヌ関係も色々なものから調べていくしかなくて、生振アイヌのことについて網羅的に書かれたものはないと思いますので、色々なアイヌの関係の資料から探していくしか今方法は無いと思っています。

それから、石狩関係の歴史ですけれども、ラベルを見て頂きますと、2階にある本は石狩と北海道とを分けて置いているので、ラベルにはですね、「H」と書いているものが北海道関連資料です。その中で石狩関連のものは石狩の「I」を取って「HI」という記号をつけています。それはラベルだけですけれども、書架の上には「石狩」、それから「北海道」と別々に表記して、大体一列で、石狩関連の歴史をまとめて置いております。

**矢野会長:**よろしいでしょうか。

**三島委員:**すいません、ビジョンのことなのですがいいですか。

本の蔵書の仕方って変えられないのですか。図書館の司書の人たち、図書館に関係する人たちは「HI」とかって言ったら石狩、北海道ってすぐわかると思うのですけれど、なかなか探せないですよ。

**丹羽副館長:**一応石狩資料というサインをつけてはいるのですけれど、もう少し工夫してみたいと思います。今後またアイデアをよろしく願います。

**菊地副会長:**関連していいですか。

**矢野会長:**はい。

**菊地副会長:**今のことに関連して、最後の一文で「石狩の文化の共有を図ります」というところは、非常に大切にしていきたいな、非常に良い文言だなと思っております。ここで、これは私の深読みかなと思うのですが、実は3ページの下から7行目、ここでは「図書館は石狩や北海道に関する文献を数多く所蔵」とありますが、7ページにいくと「石狩や北海道に関する資料は」という表現なのですね。そして11ページにいきますと、地域資料の収集で「石狩や北海道に関する刊行物の収集」という表現をしています。ということは、これは地域資料というか、石狩に関しての文献だけでなく、広く、将来的に収集していこうと、様々な刊行物も含めて、という意図がここに出ているのかなと思ったのですが、それは深読みでしょうか。

**渡邊館長:**はい、ありがとうございます。

深読みといいましょうか、まさに意図しているところでございます。

もちろん、具体的にできることは11ページにあるとおりで、差し当たりできるのは、やはり刊行物の収集を着実に、今でも100パーセント収集できていると言いがたい部分があるので、刊行物の収集を着実にしなくてはいけない。やはりこれが第一歩だと考えております。

ただ、それだけで満足していいかという、そうではないのではないかという風には考えております。もちろん、刊行物といっても、どこからどこまでが刊行物なのかというのは難しく、例えば一枚もののチラシとかポスターのようなもの、小冊子のようなものは果たして刊行物かという、これは線引きの問題になってしまうと思っておりますが、いずれにしても、やはりすぐに集められるかどうかは別として、やはり視野に入れなければいけないものだということは当然認識しております。

菊地副会長がおっしゃったとおり、そこはやはり念頭においているところでございます。そして、あとは共有の部分ですね。当然、図書館というものの自体が、資料を収集し、保存し、提供するという役割を持っていますけれども、そのベースにあるのは共有するということですので、市民の方々みんなが共有できるようにするために図書館がやるんだということ、そういうことです。今でも実は地域資料は力を入れて収集しているところではありますけれども、ここはたとえこれから書庫がどんどんいっぱいになっていったとしても、まだ力を抜いてはいけないところだと、そういうことでこの項目を立てたということでございます。

**菊地副会長:**是非ともお願いします。

**矢野会長:**はい、ありがとうございました。それではこれで3章の質疑は終わります。

4章の方は、先ほど館長からご説明がありましたように、石狩市教育委員会が策定する石狩市教育プランと同じ内容ということになっています。今ご議論頂いたものを具体化したものです。平成22年から26年までの5年間で対象ということになっております。各章をこのように具体化するということです。項目によっては、成果指標というような目標が最初に書かれています。

同じような感じで1つずつ進めていって、最後にご質問があればお聞きするということにしたいと思います。

最初は、1番「子どもの学びを支援する」ということで、目的がありまして、成果指標として学級団体貸出による貸出点数を20年度の5,200点から5年後の26年度には7,800点を目指すと、約1.5倍に増やすという目標を掲げているということです。それに関連した事業として、ここに書かれているような事業を行なっていくということです。これにつきまして、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

**矢野会長:**はい、三島委員お願いします。

**三島委員:**これ、成果指標は学級団体貸出ですよね。現在小学校12校、中学校2校となっているのですけれど、石狩の小学校は全部で何校あるんですか。

**渡邊館長:**小学校15、中学校7、合わせて22ですが、聚富が小中学校併設校です。

**三島委員:**それで冊数で言っていますよね。5,200冊とか。これ冊数の方が基準として良いのでしょうか。

**渡邊館長:**この基準については悩んだところであります。単純に、全校が学級団体貸出を利用してくださることを目指すという指標の立て方ももちろんあるかとは思っておりました。ただ、これは図書館側だけで一方的にできるような話ではなく、当然、学校側の事情もあるのだと思うのです。特に、先ほどもお話ししましたが、受け入れる側の学校の先生の繁忙状況も無視

できない。市民図書館から借りると、その管理に先生方も手をとられてしまうのではないかという懸念がありまして、そうかといって全ての学校に学校司書が配置されているわけではないということなので、一方的に、各学校の事情を抜きにして、全校で受け入れてくれるようにするというわけにはいかないだろうと思っております。そのようなこともあって、学級団体貸出は、学校の希望に応じて、希望があったところにこちらからお貸ししているところなので、そういった指標はちょっと難しいのではないかと思ったところです。

**矢野会長:**これは、目標の指数っていうか、数字としては他の同じような規模の公共図書館と比べた場合にはどうなのですかね。高いのですか。

**渡邊館長:**申し訳ございません、他の自治体の実績はきちんと把握できてはおりません。学級団体貸出についてはなかなか実態が掴めないものですから。

**菊池副会長:**私も実は聞きたかったところなのです。この、指標って難しいですよ。確かに非常に難しいのですが、およそ1.5倍にするっていう根拠は何かなって。例えば何かきつとベースになっているものがあるのかなって思ったのですけれども。

**渡邊館長:**まず、そもそも貸出点数を指標にすることの是非についていろいろご意見があるだろうという風に思っています。この部分はですね、明確にこういうご意見をいただいたわけではないのですが、夏に市民の方々とフォーラムなどを開いてご意見を頂いている中で、やはり子ども達には本のある環境を用意してあげることが大事だよ、というご意見を多くの方から頂いております。

松名委員はよくご存知かと思いますが、学校には必ずしも十分な数の本があるわけではないという事情がありまして、学級団体貸出というのはそれを補完するものだという風に考えております。もちろんこれらは車の両輪なわけで、各学校に充実した蔵書があって、なおかつそれをサポートする学級団体貸出が充実していれば、両方あればベストなわけですが、図書館のビジョンでその全体像を描くのは難しいので、それはむしろ教育プランなり何なり別の枠組みでという話になるかと思っておりますので、図書館として、学校図書館であるとか子どもの読書活動をサポートするという時に、では図書館が主体になってできることは何だろうかというのを考えますと、まず学級団体貸出だろうと。その時に、子ども達の読書の基盤を整備するために何が必要かと考えると、やはり本の母数を多くするというのが絶対条件としてあるのではないかと思います。

ところが、現在でも、学級団体貸出用の図書というのは古い本が多くなってきてしまっています。市民図書館本館の本を見ていただいても、先ほど金野委員からもありましたけれども、必ずしも新しい本を潤沢に用意できてはいないという状況にあります。それよりもさらに深刻なのが学級団体貸出用の本でして、先日、実態を調査しましたところ、学級団体貸出用に用意している本の8割以上が西暦2000年より前の本でした。つまり10年以上前の本でした。どう考えても古いわけですね。8割が2000年以降というわけでなく、その逆です。2000年以降、ここ10年間に出版されたものはわずか10数パーセントしかありませんでした。当然これはお金に絡んでくるのですぐに改善できるというわけではないんですけれども、やはりこの現状では厳しい。もっとも、学校図書館の蔵書はもっと大変な状況にあって、だからこそ学級団体貸出を利用して

ださっているわけですが、それにしても、順番からすると、学級団体貸出をやる上でまずは本を増やすということが大事なのかなと考えております。

ですから、苦しい指標だということはみなさまにもお感じ頂けるのではないかと思うのですが、ここはちょっと背伸びをしても、まずは充実を図っていこうということでこうした指標を盛り込んだところでございます。

その辺でご理解いただけると大変ありがたいと思うのですが。

**矢野会長:** よろしいですか。

**菊地副会長:** はい。

**松名委員:** 利用させていただいております。大変に感謝しております。どうしても図書室にある本を学級に持ち出して読むということがなかなかできなくて、そうすると各先生方が持っている本の財産に頼るクラスもありますし、それでもどうしても対応できないときもありますので、このような制度を設けていただいていることに対しては本当に感謝しております。

この数字のお話ですが、クラスで、学級によって人数にばらつきがある中で、一律何冊という形で設定されていますので、利用する側としてはですね、1学級に配付される冊数をもっと増やしていただけるとありがたいかな、という希望はありました。この制度自体は本当にとてもよい制度だと思っております。

**矢野会長:** はい、ありがとうございます。三島委員。

**三島委員:** はい。今愕然としてしましまして。10年前の本を子ども達が…。

**矢野会長:** みなさまもお手元に最初に配った下田先生のご意見のこのところについて見ると、「学校教育における図書館支援について、司書教諭と学校司書の配置による効果的な図書館運営を実現して欲しい」とあります。そして「同時に、児童館などにおける校外施設での読書活動支援に連携することで、道内他市にはないユニークな教育環境を実現して頂きたい」と、こんなご意見があるのですが、いかがでしょうか。

**渡邊館長:** はい。このことについては、実は後ほど副館長からビジョンの件とは別にご報告しようと思っていたのですが、すでに新聞報道等でみなさまの中にもご存知の方がいらっしゃるかもしれませんが、石狩市でこの図書館の近隣の土地に児童館を作るという計画ができてございます。そうしますと、図書館の隣接地ということになってきますので、連携をどうやって図るかという部分が課題になってまいります。

縦割りで全然別個の活動をすればよいというわけではないということは、私どもも十分承知しておりまして、そうなった時に何ができるかということを想定して、実は図書館のビジョン案の8ページ、関連事業の3番目にある「子どもの自発的な活動の支援」というのは、実は児童館などとの連携を意識した項目となっております。この点については、図書館の中、あるいは市の関連部局と事務レベルで相談してまいりましたし、今もまた相談しているところです。

普通、図書館と他の機関、他の施設との連携ということになりますと、司書が出向いて行って読み聞かせなどをするというのがまず真っ先に思い浮かぶんですけども、図書館にはもうすでにおはなしの部屋がございます。そして、子ども達が図書館に来てくれて、そこで読み聞かせを

するというのがある意味定着していると思うのです。ですから、児童館との連携については、こちらから出向いて行くというのはもちろんあっていいのかもしれませんが、そこだけに限定するというのはちょっと違うのではないかという風に考えております。

そのようにしていろいろ考えていった結果、ここに書いてあるとおり、子ども達が主役なのではないかと。そして、児童館では子どもが主役という原点に立ち返るならば、児童館で子ども達が活動して、その成果、結果、活動の延長線上に図書館があるというように、視点を図書館ではなく児童館に置いてもいいのではないかと、いう風なことをなんとなく考えております。

明確なイメージがあるわけではないのですけれども、例えば、児童館で子ども達がサークルを作るとか、図書クラブを作るとかして、そこで絵本を作ってもいいですし、今回建設する児童館というのは高校生までターゲットとして想定しておりますことから、高校生が幼稚園児とか小学校低学年の子ども達に読み聞かせをするようなことにトライしてもいいかもしれないですし、そういった成果の発表の場が市民図書館であっても良いのかなという気がしております。例えば、子ども達が作ってくれた本が図書館の蔵書になってもいいし、図書館で展示会をしてもいいし、高校生のサークルがおはなしのたまごで小さい子ども達相手の読み聞かせをする場があってもいいのではないかと考えております。もちろんこれは仮のアイデアに過ぎませんが、いずれにしてもやはり子ども達が主役です。

一方、市民図書館に来れば子どもだけでなくいろいろな世代の方がいらっしゃる。お年を召した方から若い方から、つまり、ひとつの地域社会が図書館の中にあるわけです。ですから、そこに出てくるということは、児童館で活動している子ども達が図書館という場で社会と交わって交流が生まれていく、そういう風になんとかイメージしています。

そして、そういうものを市民図書館として後押ししたいということで、このビジョン、関連事業というものは考えているところでございます。

**矢野会長:**はい、ありがとうございます。はい、三島委員。

**三島委員:**今のところですけど、全然違うことを読みながら想像していました。児童館と図書館で連携して、今児童館にボランティアで読み聞かせに行っているんですけど、なかなか本がなかったり、紙芝居ケースもなかったり、すごい貧弱な状況にあって、それをバックアップしてくれるのかなって感じでここを読んでいて、ちょっと違うかなという。児童館にすごく立派な図書室があるところはあるんですけど、全然無いところもあって。図書館の仕事ではないですね、きっとそれは。

**渡邊館長:**児童館の方では、おそらく本の管理まで手が回らない、あるいはそういったスキルを持ったスタッフの方がいらっしゃらないところもあるのではないかとということがまず懸念されます。ただ、そもそも図書館の近隣にない、図書館から離れた児童館ですと、本という部分でサポートしてほしいという意見ももしかしたら出てくるかもしれませんので、その辺は、もしそういったご意見が強くて、可能であればその辺も可能性として入ってくるのかなと思うんですけど、まずこちらで想定していたのは先ほど申し上げたようなことでございます。

**三島委員:**もっと図書館側から児童館の職員とかに読み聞かせの講座のようなものを開いて、本と

関わりあうような事業のタイアップみたいなものができていくとすごくいいのかなという感じはしていました。できればそういうことも。

**矢野会長:** はい、谷口委員お願いします。

**谷口委員:** とってもいいなって思ったんですが。児童館の良いところというのは、小さい子から高校生まで全ているってことがすごくいいことだと思うんです。今の子は歳の離れた子と遊ばないということがあります。その中で、札幌市なんかは高校生が行って読み聞かせをするっていう事例があるという風に聞いています。知らないんですよ、読み聞かせの仕方は。でも、学校の方で教えればというのは簡単なんですが、それよりも、それを三島委員がおっしゃったように、ボランティアの方に図書館の方がちゃんと教えて、そしてこういう風にするんだよっていうのを教えて、そして上の子が今度下の子に教えることが出来る場所だと思うんです。ですから、本当に後ろから援護するみたいな、そして、あとはみんなで頑張りなさいよというような、たぶん児童館そのものの成り立ちというのが子どもの自主的なものというのがメインだと思いますので、こちらがしゃしゃりでていくよりは、大人が出て行くというよりは、それを後でフォローしていくような形を図書館の専門職の方が支えるというのはあってもいいと思います。

それから学級文庫ではないんですけども、学級団体貸出をされるっていうのは当然あるでしょうし、こういう子達が来て、自分の児童館の小さな子にどんなお話を選んだらいいかなっていうところとか、たぶんいろんな場面が出てくると思うのですが、近所にできるっていうことであれば、たぶんそれがとても頻繁になれば、いいモデルケースになるんじゃないかなっていう気がすごくします。

とにかくあんまり、自主的な自発的な活動の支援なので、大人が出るのではなく、あくまでも後ろで頑張らせて言っているくらいの、大変だったら手伝うよというくらいの、それを図書館ができたなら、小学生や小さな子から高校生くらいまでができる、非常にいい体験の場になるんじゃないかなっていう風に思います。ああ、こういうこともできるんだなって思って、改めていいなという風にすごく思いました。

**矢野会長:** はい、ありがとうございます。新規事業としてね、ここはよろしいでしょうか。それでは次に移らせて頂きます。

2番の「情報発信を通じて生涯学習を支援する」ということで、関連事業としては2点、継続として1つはレファレンスサービスの質を高める、それから拡充の方は「蔵書の活用や他機関との連携により、地域情報をはじめとするさまざまな情報を発信する」。この2つの項目です。これについてご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

**三島委員:** レファレンスサービスなんですけれど、図書館にはレファレンスって書いてあるんですけど、いざそれが本当に調べものの場所なのかどうかっていうのはなかなか分からないという方は多いと思うんです。一度そこを利用するとすごく便利なので、すごく良いことはわかるんですけど、もう少し親切丁寧に、こういうところで調べられるという具体的な調べものの方法とか、場所とか、ここまでが調べられるよというのを、一度どこかの場所で情報発信してほしいというのがあります。

矢野会長: よろしいですか。

渡邊館長: はい。今のご意見は、プランに盛り込む云々というよりは、個別の日常の活動・事業・サービスを展開する中で、それを意識してということかなという風に思いますので、今後工夫させて頂きたいと思います。おっしゃるような問題意識はまさにこちらも持っておりまして、調べものカウンターに来て頂くまでがまず1つハードルが、おそらく多くの利用者の方にあると思うので、その辺は引き続き工夫していきたいと思います。

矢野会長: そうですね。図書館職員のもっとも専門性を持っているということなので。

あとはよろしいでしょうか。

それでは、3番で「市民の誰もが利用できるような環境を整備する」ということです。成果指標としては、「石狩市民の利用登録者数」が20年の時点で19,139人であるところを26年ではアップしますということで、具体的な数字は入っていません。関連事業として、宅配サービスと分館サービスでの活性化ということです。これにつきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

この数値目標は入らないのでしょうか。

渡邊館長: 市民図書館ができて今年で9年なんですけれども、最初の4年間は利用登録者が非常に多く、急ピッチで増えていきましたが、その後はほぼ横ばい状態が続いております。長期間利用しない方を除いた実績、実際にアクティブな利用者の方の数字を見てもやはりほとんど横ばいです。ご承知のとおり、これから人口が減ってくる中で果たしてどこまで純増できるかということを実践的に考えると、まず減らないようにするだけでもかなり難しいというのが、おそらく、恥ずかしながら率直なところです。その中でなんとかプラスにしていこうということで、消極的だというお叱りを受けることは承知の上ではあるのですけれども。

矢野会長: これは人数でなくて何パーセントっていう風には。

渡邊館長: それは可能だと思います。

矢野会長: 先の、一番最初にスタートしたときの計画では、将来構想としては50パーセントでしたよね。でしたら、今おっしゃったように人数でいくと市民の増減というのがありますから当然それは出せないと思うんですが、在籍している市民のどの程度の割合の人が登録者かという数字だと出せるのかなと。

渡邊館長: はい。

菊地副会長: 関連してなのですが、人口は6万人ですよ。そのうち約2万、3分の1。しかし6万人いたから6万人全員が利用者数にはならないですよ。そうしたときに、今おっしゃったような何%ということでないとなれば、あとひとつは世帯数ということも考えられますよね。つまり一軒に一枚は利用している、利用者カードを持っているとすると、例えば26,000なら間もなくですよ。そういう指標みたいなものを検討しても...難しいですよ。

矢野会長: できれば矢印だけよりはいいのかなと思いますので、ちょっと考えて頂きたいところです。あとはありませんか。

それではだいぶ時間も押していますので次に行きます。

では、4番目「サービスを支える基盤を整備する」です。これは特に指標はありません。関連事業として継続が4つ、拡充が2つと。こういう話をしていると、今流行の仕分けのあれを思い出されますけれども。これにつきましては何かご意見、ご質問あるでしょうか。

先ほどどなたかから意見がありましたけれども、運営状況の公表ということですね。ホームページだとか図書館だよりなど具体的に書かれているのですが、ちょっと質問なんですけれども、たとえばこの図書館だよりだとか要覧とかは、市民にはどの程度配付されているのでしょうか。

**丹羽副館長:**図書館だよりは当然図書館、分館という施設で配付していますし、その他主だった公共施設、あるいは観光施設の番屋の湯、宿などにも置いていただいて、なるべく多くの方に配付できるように努めております。あと学校の方にもお渡ししております。それから、要覧ですが、要覧は、先ほど館長からお話したように非常に厚いものですからインターネットで大体のことは見ることができるようにしておりますし、あと希望の方に差し上げていますが、皆さんに配付するということはしてありません。

**矢野会長:**石狩市の広報はあるんですね。

**丹羽副館長:**はい。

**矢野会長:**それは全世帯に配付を。

**丹羽副館長:**広報は全世帯に配付をしております。

**矢野会長:**それと一緒に配付することってできないんですかね。

**丹羽副館長:**石狩市の広報は全部委託しておりますので、はさみ込みにもお金がかかります。

**矢野会長:**そうですか、はさみ込みにもお金がかかると。

**丹羽副館長:**現在では福祉関係の一部などが挟み込みされております。

**矢野会長:**はい、他にありませんか。なければ最後に行ってしまうてもよろしいですか。

それでは最後5番目「期待に応える蔵書・情報源を構築する」ということで、成果指標としては2つありまして、「直近の1年間に受け入れた資料数が蔵書全体に占める割合」、これは先ほど新鮮な蔵書と言っておりましたけれども、20年度の時点で4.5パーセントが更新されていると。それを5年後には6パーセントにしたいと。それから地域行政資料の点数ということで、現在では22,772点を5年後には31,200点にまで、先の例でいくと倍数になっていて1.37倍と思えますけど、これを基準にしていると。関連事業としては、4つありまして、そのうち2つ、データベースの導入とインターネット利用環境の整備というのを新規事業として考えているということでございます。これについてのご意見・ご質問があればお願いいたします。

先ほど、データベースについては新聞記事、日経テレコンとかそういうことだと思うんですけど、そういったことも考えていると。無料でインターネットを利用できるという環境は、これは可能性としては、現在接続しているのは有料ということでしょうか。

**渡邊館長:**はい。今は2台、コイン式の100円で15分見られるインターネット機器がございます。業者に管理からすべて任せているんですけれども。しかし、やはり無料でインターネットを使いたい、本と連動してインターネットでも調べたいという方がしばしばいらっしゃいますので、何とかしたいと思っているところです。

ただ、無料のインターネット環境を用意するというのは、パソコンを用意すること、回線を用意すること、セキュリティも当然常に新しいセキュリティソフトにしないといけないということなどがございまして、当然これらもコストに跳ね返ってくることになります。そのため、これはなかなか市としてそこまで用意できるかという、これも難しいところがございます。

そこで、次善の策として、持ち込み PC、PC を自分で持ってこられる方も沢山いらっしゃいまして、今のところは電源は用意してありまして、スタンドアロンで、ネットワークに繋がらない形でワープロソフト等をお使い頂くことはできるんですけども、それをインターネット接続できるようにできないかと考えております。

要するに、基本的には、プロバイダと契約してインターネットを使えるようなところまではそれぞれの利用者に工夫していただいて、そのあとの部分、例えば公衆無線 LAN のような形でインターネットに接続できる環境だけをこちらでご用意するということが仮にできるならば、図書館の方でパソコンから回線からすべて用意するよりは少ない予算で利用環境が提供できるのではないかとことです。

これはまだ、お約束できる段階ではないのですけれども、少なくとも方向性としては、インターネット利用環境を今までより整備したいと考えております。この点については多くの方の意見が一致している所ですので、それを実現する上で現実的な方法は何かと考えると、全部こちらで丸ごと用意するのはなかなか難しい、そうであれば次善の策としていま申し上げたような方法で進める、ということをおイメージしております。

**三島委員:** すいません。他の図書館では無料なのですか、パソコンサービスって。

**渡邊館長:** 有料のところと無料のところと、まちまちです。パソコンすらないところもあって、本当に千差万別だと言っていると思います。

**三島委員:** 費用的にはすごくかかるのですか。

**渡邊館長:** 分館まで含めるとずいぶん大変になるのではないかと思います。

**三島委員:** やっぱりそこは自前で、インターネットだけという形にすると。

**丹羽副館長:** いろんな方法があります。それで、皆さんが自由に線だけ繋つなげば見られるようになると、こちら側の設備がちょっと大変ですけども、カードを買っていただくなんていうようなものもありますし、いろんなシステムがありまして、これもいくつか調査したことがありますけれども、どれが一番いいかというのはなかなか難しいなということがあります。ですからさらに研究していかなければと思います。

**谷口委員:** それですと、これは無料でインターネットを、ということを書いてしまっているのですか。まだまだ前段階でしょうね。これを見て無料だと思ったらカードを買ってくださいと言われたとなるとあれだと思ってしまうので、利用できる環境を整備する、無料かどうかはその時にというぐらいいの書き方の方が勘違いされないのではないかと思います。

**矢野会長:** 他にございませんか。

私 1 つあるんですけど、地域資料の収集で、最後のところですね。「石狩や北海道に関する刊行物の収集を強化する」で、少なくとも石狩市の関係のものですね、行政資料とかこれは石狩市

民図書館としては網羅的に収集しなければということですよ。そのときに、そもそも国立国会じゃないですけど、納本制度といいますか、要するに石狩市の規定の中に、石狩市として刊行したものは必ず図書館に寄贈するんだということを規則として書いてもらおうと、それを根拠にして協力いただけるということになるのかなと思うんですけど、そのあたりというのは可能性はどうでしょうか。

**渡邊館長:** はい。ちょうど1年くらい前でしたでしょうか、協議会でもご説明、ご報告したように記憶しておりますけれども、明文の法規上の決まりではないですけども、昨年度には、全部局に対してそういった形で周知徹底をするようにこちらからお願いして、そのように実現したという風に承知しております。それは市の管理職会議の場で図書館の方から申し入れまして、各部署においては刊行物が出たら必ず図書館に送付するようにと。もちろん送付しても刊行物とみなすかどうかというのは先ほども申し上げたように線引きの問題で難しいところがありますが、まずは図書館に相談してほしいと。その上で、図書館で受け入れるかどうかは判断するというところで周知徹底を図ったところです。

もちろん、これは1回やれば済むというものではないので、毎年度、おそらく年度末が一番いいと思うのですが、各部署でも人事異動がありますし、不要になった刊行物を廃棄するタイミングでもありますので。ですので、今年度についても、年度末に至るまでの間に再度周知しようと思っております。

ただ、いきなり規則で決めるとなると、なかなかこれも、そういった意識を持った職員がどれくらいいるかということにも絡んできますので、まずは、こういった地道に呼びかけるという活動をおそらく数年間続けて、職員の意識が高まったところで明文の規定にして、抜け穴が無いようにしようという方がよいのかなと思っております。ちょっと現時点では規則を作るところまでは機運は高まっていないのかなと。これは私の個人的な感触ですが。

いずれにしても、おっしゃるとおり大変重要なことだと思っておりますので、まずは着実に、毎年職員の意識を高めるようにこちらから働きかけていきたいと思っております。

**矢野会長:** はい、ありがとうございます。あとはご質問・ご意見ありませんか。それでは最後にいきまして12ページ、石狩市教育プランに盛り込まれた計画を再掲したものです。石狩市教育プランとの対応関係は以下のとおりです。ここは特に、あれですね、付録のような感じですね。

それでは今まで議論頂きました3章、4章、全体を通して、何か聞き忘れた意見などはありませんか。ありましたらお願いします。ございませんか。それでは、石狩市民図書館のビジョンの案ですが、本日の質疑に基づいてその後修正をして頂きまして、先ほど館長がお話になったようにパブリックコメントに付すこととなります。

答申につきましては、これも先ほど館長から説明がありましたようにパブリックコメント終了後に、改めて協議会を開催して、委員の皆さまと協議した上で答申したいという風に思っておりますけれども、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。2時間も議論頂きましてありがとうございます。

次に3の報告に入りたいと思います。(1)平成21年度の事業実施状況について、事務局、お願

いします。

**五東主査:**私から、平成 21 年度図書館事業実施状況についてご報告いたします。

レジュメの 1 ページをご覧ください。「石狩市民図書館見学ツアー」を 9 月 13 日に実施し、15 人の方が参加されました。

次に図書館講座でございます。5 月 17 日に「石狩市民図書館ストーリー」を開催しました。この講座は 2 部編成となっており、第一部が講演、第二部が「何でも話そう図書館のこと！」と題したグループディスカッションを開催しました。この他、7 月 12 日に「北海道の出版文化史 昭和時代を中心に」、8 月 8 日に平和祈念講演会「終戦からサンフランシスコ平和条約締結までの日本の姿」、8 月 22 日にブックスタートフォローアップ「佐藤涼子講演会～ブックトークの楽しさ～」、11 月 3 日に図書館まつり関連事業として「石狩の遺跡をまるかじり」、そして 11 月 15 日に「なぜ、北海道はミステリー作家の宝庫なのか？」を開催し、これは 31 人の参加がありました。以上計 6 回実施し、今後は 12 月 20 日に「縄文人はアリストテレスを超えたか？」と題する講座を予定しております。

雑誌を市民の方に還元する図書館雑誌リサイクル広場については 6 月 20 日に実施いたしました。

特別展示といたしましては、写真展「昭和 30 年代の石狩」、「平和祈念講演開催記念展示～終戦からサンフランシスコ平和条約締結までの日本の姿」、「写真展～私が歩いた世界の山々」といった展示会を開催いたしました。今後は石井一弘写真展を 11 月 26 日から予定しております。

2 ページをご覧ください。これらの他にも本のテーマ特集を定例行事として行い、常に何らかの資料展示をご覧くださいただけのように努めました。

上映会といたしましては、8 月 27 日に夜の DVD 上映会「喜劇王チャップリン監督・脚本・主演による無声映画の名作・キッド」を実施しました。

4 年目となるブックスタートについては、石狩地区は月 1 回、りんくるにおいて実施しております。今年度は 11 月 5 日現在で合計 271 人の赤ちゃんに絵本を手渡しながらか読み聞かせを行ったところです。また、厚田区と浜益区でも実施しており、配付人数は厚田 4 人、浜益 2 人となっております。

このほか、赤ちゃん絵本の部屋、ボランティアの方々によるおはなし会、職員によるおはなし会を実施したほか、スペシャルおはなし会として、レジュメに記載したようなおはなし会を実施しました。

学級団体貸出につきましては、今年度の参加校数は小学校 12 校、中学校 2 校となっております。

このほか、総合学習の受け入れについても学校の要望に応じて行っております。

3 ページをご覧ください。学校図書室活性化事業といたしましては、本年度は浜益小学校および浜益中学校において実施しました。これは、月に 1～2 回程度、市民図書館の司書が学校に伺い、先生や児童生徒、地域の方々と一緒に図書室の整備をするというものでございます。

共催事業については、サイエンスプラザ石狩、NPO 法人厚田・岩波映像資料センターえい・

あい館上映会、「講座 絵本を楽しむ」といった、昨年度から引き続き実施しているものに加え、10月30日には「館長の本棚 第二弾～ドイツを丸かじりする」と題するブックトークを開催し、23人が参加いたしました。この「館長の本棚」については、申し訳ございません、お手元の資料では記載が漏れてしまっております。来年度に発行する図書館要覧ではきちんと記載するよういたします。

このほか、11月15日には「ほんかふえ～微生物は働きもの」と題するブックトークを実施し、16人が参加いたしました。今後は、3月に「講座・大人のための昔話」を予定しております。

その他といたしましては、子どもの読書週間記念行事として、子どもの読書に関わる活動をしておられるボランティアの方々や団体の方々と一緒に「一日中おはなし会」と題するイベントを開催しました。これは、文字どおり一日中おはなし会を行い、その日はいつ図書館にやってきた子どもであってもおはなし会を楽しむことができる、というものです。

6月26日には、「おにぎりパーティー」と題して、職員・ボランティア・関係団体交流会を開催しました。これは昨年、一昨年に続く3回目です。

また、図書館ビジョンの策定に関連して市民の方々のご意見をお聞きする場として、7月23日と8月27日に「これからの図書館ビジョンを考える会」、8月9日に図書館フォーラム「これからの石狩市民図書館を考える」を開催しました。

また、8月8日には、藤女子大学で司書資格を取得するための勉強をしている学生有志による「花川 見たい・知り隊・広め隊」と題する企画に協力しました。これは、大学のキャンパスがある花川の町を紹介するドラマを学生が製作するとともに、大学の授業で製作した浴衣の発表会を市民図書館で行うというものです。ドラマ撮影では市内各所にご協力頂き、また、浴衣の発表会では市民の方々にモデルとしてご協力頂きました。

10月16日には、職員・ボランティア研修として北広島市図書館の見学を行いました。

4ページには、図書館ボランティアの方々の活動、及び関係団体の事業の概要を資料として記載しております。

最後になりますが、5ページをご覧ください。第10回図書館まつりの開催状況についてご報告いたします。

開催期日は10月31日(土曜日)、11月1日(日曜日)の2日間です。二日間の入館者数は4,626人でしたので、1日あたりの平均入館者数は2,313人となります。通常の入館者数が1日あたり1,000人程度ですから、図書館まつりの期間中は、普段の2倍以上の方が図書館に来てくださったということになります。事業別参加者数は、31日は岸田典大さんの絵本パフォーマンスからクイズラリーまで合計635人、1日は北大奇術研究会マジックショーからクイズラリーまで合計657人で、2日間の合計参加者数は1,292人でした。その他のコーナーにつきましては、ご覧のとおりでございます。6ページには支出について記載致しました。

以上です。

矢野会長:はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問・ご意見ございませんか。無いようですので、それでは次の報告に移ります。7ページでしょうか、蔵書点検の結果に

ついて事務局から報告をお願いします。

**丹羽副館長:**はい。蔵書点検の結果についてご報告いたします。

コンピュータで検索した資料が実際に書架上にあるかどうかを調べるため、毎年1回、全蔵書にスキャナを当てて蔵書点検を行っております。このことにより、利用者、職員が迅速に必要な資料を探し出すことができるようになります。数字につきましては配付資料をご覧ください。

以上でございます。

**矢野会長:**ただいまの蔵書点検の結果報告についてご質問・ご意見ございませんか。

1つあるんですけど、この0.1パーセントの不明率というのは、世の中の平均というか、それでは多い数字でしょうか、少ない数字でしょうか。

**丹羽副館長:**私どもで調査しているのは石狩管内の他館でございますけれども、非常に少ない数字になっております。それぞれの図書館が調べる基準が違いますので、例えば、一部の図書館では、3年間、なくなってから追跡調査してから数字にするようなところもありますので同じような比較はできませんが、全国的に見ても非常に低い数字ではないかと思っております。

**矢野会長:**ありがとうございます。他にございませんか。それでは3の報告が終わりまして、その他の方に移らせて頂きます。事務局で何か、ご用意されている案件はありますか。

**渡邊館長:**それでは、私の方から何点かご報告させていただきます。

まず1点、教育プラン、それから子どもの読書活動推進計画の策定の進捗状況についてご報告いたします。教育プランにつきましては、先ほど図書館ビジョンの中でも計画部分には同じものが掲載されるということで少し申し上げましたけれども、子どもの読書活動推進計画につきましては、前回の図書館協議会の場で駒井委員に支援会議のメンバーになって頂くということで推薦したということもございますので、実は本日、駒井委員は是非協議会の場で状況進捗をご説明したいということをおっしゃっていたのですが、どうしても都合がつかず欠席せざるを得ないということで、代わりに、私の方からその後の進捗状況をご説明させていただきます。

子どもの読書活動推進計画につきましては、前回の協議会の場でもご説明したとおり、今年度が5年計画の最終年度になっております。この計画というのは、国の法律に基づいて各自治体で策定することが努力目標として求められているものです。石狩市は非常に早い段階で、4年前です、最初の計画を策定しました。それで今年度が計画の最終年度ということなので、今、新しく計画を作るということをやっております。

そこでは、駒井委員や、それから教育委員会の担当者などと繰り返し意見の交換をしまして、色々なご意見を駒井委員の方からも頂きまして、それを基に教育委員会の地域教育推進室というところが取りまとめをしているのですが、そこで素案を作りまして、そしてこれは図書館のビジョン、それから教育プランと合わせて、12月1日からの予定で、12月いっぱいパブリックコメントに付す予定でございます。

今日皆さんにご議論頂きましたのは図書館ビジョンですけれども、その中では、特に「子どもの学びを支援する」というところが子どもに関する部分でしたが、子どもの読書活動推進計画というのは図書館以外のいろいろ施設等についても含んだものですので、是非そちらの方も、パブ

リックコメントが出ましたらご覧頂ければと思います。これが1つでございます。

それから、年末年始の休館日につきまして、図書館の条例施行規則の改正がございました。事後報告になってしまうんですけれども、ご報告させていただきます。これは、図書館だけではなく、石狩市の公共施設、基本的に全ての公共施設の年末年始の休みの日にちを、今年度から12月29日から1月3日にしようということになっておりまして、それに合わせて図書館も12月29日から1月3日まで休館日にするということです。昨年は、12月31日から1月5日までということでしたけれども、足並みをそろえてということで図書館の休館日を設定することになりました。ご承知おきください。

それから、市議会での質疑のご報告をさせていただきます。前回の図書館協議会が終わった後の6月に定例会、そして9月に定例会と、2回の定例会がございました。いずれにおきましても図書館そのものに関する質問はございませんでしたけれども、いくつか関連するものがありました。まず、6月に、平和事業について市がどのような取り組みをしているのかという質問がありまして、それに関する答弁の中で、図書館での事業もいくつか紹介されました。例えば、先ほどの事業報告の中でもありましたけれども、平和祈念の図書館講座がございましたり、あるいはそれに合わせて特集展示をやったということが紹介されております。

それから、市のホームページの中で子ども対象の、いわゆるキッズページですね、これに関する質問がございまして、それに対する答弁の中で、図書館でも子どもページというものを作っておりますので、それについての紹介がございました。

それから、文書館機能について、そうした機能を市としてどこかで担うべきではないかという質問がございました。これに対する答弁の中で、来年度以降準備に向けて検討したいという答弁が市長からございました。これは図書館がそのまま担うことにはならないものとは思いますが、市の方でそういった機能を実現するということになれば、当然、図書館も協力することになるかと思います。

それから、補正予算案が可決されまして、これは国の補正予算を受けてのものでございますけれども、図書館に関するものとしては視聴覚機器、ビデオとかテレビとかですね、これの更新が一部行うことができました。これは地デジ対応で機器等を入れ替えなければならないという喫緊の課題であったわけですが、補正予算のおかげでこれを入れ替えることができました。

以上が6月の定例会でございます。

そして9月の定例会では、補正予算案が可決されました。これは図書館の事業ではないんですけれども、学校教育課所管事業の中で学校業務効率化研究事業費というものがありまして、学校の先生方が子どもの授業と事務的な仕事で非常に繁忙であるということが社会的な問題になっているわけですが、この部分の先生方の負担を軽減するという趣旨で文部科学省からの補助金を頂くことができました。石狩市内でも、特定の学校において、その学校の先生の事務負担を軽減するという事業に予算措置がなされました。具体的には人の配置でございまして、その中で花川小学校に事務補助員が1名配置されたんですけれども、これにつきましては学校司書という形で、臨時職員で今年度下半期だけの時限措置なんですけれども、半年間、花川小学校の学校

司書ということで配置されております。もちろん、これにつきましては市民図書館の方でも全面的にサポートしております。若葉小学校に配置された学校司書に対しても市民図書館の方でも全面的にサポートしておりますが、それと同様に、市民図書館から司書が学校に伺うなどして、実態を調べたりしながら、残り4ヶ月少々しかありませんけれども、こういった形でサポートしていくかということも含めて、相談しながら進めていっているということでございます。

市議会の状況につきましては以上でございます。

あとは、細かい話ですが、前回の協議会と相前後して、図書館だよりの新しいものができました。おそらく皆さまにお送りしているかと思うんですけども、子ども向けの図書館だよりを創刊いたしました。今は第2号まで出ておりますけれども、こういった形で、大人だけではなくて子どもにもより親しんでもらえるように、どんなことを図書館がやっているのか、図書館の使い方も含めてですね、知っていただけるように工夫しているところでございます。

私からは以上です。

**丹羽副館長:** 続きまして、私から二つご報告したいと思います。

図書館ビジョンの中でお話が出てきましたが、統合小学校に向けて様々な取組みが進んでおります。若葉小学校の改築でございますけれども、7月から改修工事が始まっておりまして、図書館は1階から2階に移すということで、2階の床、壁、天井あたりの造作は終わっております。備品に関しては、今選んでいる最中でございますけれども、学校と連絡を取り合いながら、使いやすい、新しい形の学校図書館をということで、様々なプランが今出ておりますので、もうすぐ備品の方は決定して購入されると思います。それから、蔵書に関しましては、夏休みに若葉小に配置している司書が紅葉山小学校へ行って、図書室の整備を行っております。そして若葉小と紅葉山小の、今後統合小学校に持っていく資料につきましては、業者に委託しまして、2月から3月にかけて、すべてデータを作り変えて、さらにはコンピュータを図書館とオンラインで結ぶということで完結させていきたいと思っております。また、若葉小に配置した司書ですが、先ほど図書室の利用が増えているということもありましたし、また、先生方のレファレンスなども引き受けて非常に良い評価を得ていると聞いております。

続きまして、これもビジョンの説明の中に出てきていましたけれども、こちらの図書館のおはなしのたまごの先あたりでございますけれども、新児童館が来年度建設されます。すでに設計が発注されておりますので、今設計が始まったところでございます。今まで石狩にあるのは小型児童館ということで小学生が主に対象でしたが、新しい児童館は大型児童館ということで、仮称石狩市子ども未来館ということで、倍ぐらいの規模を持っております。そして中高生の居場所作りということも含めて検討しておりますので、これまで新しい児童館を考える市民会議を4回開きまして、今月5回目が開かれますが、その中でハード面が検討されて、ソフト面が入っております。こういうことで、すぐとなりにできる児童館ということで、様々な連携ができるかなという風に期待しております。

私からは以上です。

**矢野会長:** はい。今館長、副館長からいくつかご報告がありましたけれども、これについて質問等

はございませんか。ありませんか。

**三島委員:**すみません、1点いいですか。質問ではないんですけど、あそこの喫茶と図書館の契約はどうなっているのか、あとで教えて頂きたいのと、あそこでいろんなものを販売しているんですけども、図書館としてはどのようにお考えなのか、あとでいいですので教えて頂きたいんですけども。

**矢野会長:**はい、お願いします。

**丹羽副館長:**図書館と喫茶コーナーは、毎年、商工会議所に依頼をしまして、業者推薦をして頂き、その上で業者の方と協定書を取り交わしております。その中で販売するもの、あるいは提供するものを決めて、それが提供されているということであります。

**矢野会長:**よろしいですか。

**三島委員:**その状態で、図書館はよしとされているのですね。見解をお聞きしたいと思うのですが。

**渡邊館長:**では私の方から。難しいご質問ですけども、まず多くの方が利用されている、買いに来られているという実態がありまして、一定程度評価されているのかなと思っています。ただ、販売場所ですね、図書館の一施設でございますので、通路まであまりにも大きくはみ出していたりするのはさすがにちょっとこれは通行の支障となってきますので、これは気がついたときに注意するように心がけております。この辺も含めていろいろご意見があれば是非お聞かせ頂きたいと思います。

図書館の利用者とお話しすることはあっても、あそこだけに買いにこられる方もいるので、そういう方のご意見を聞く機会が私どもなかなか無いものですから、業者を通じてもちろん意見も聞く必要があるかと思ひますし、こういった場でも、あるいは普段でも、委員の方々でもご意見があれば頂きたいという風に思っております。

**矢野会長:**はい。

**三島委員:**協定書というのは協定書であって、賃貸契約とかそういったものはないんですか。

**丹羽副館長:**目的外使用料を徴収するために申請書があり許可書を発行しております。

**三島委員:**この協議会でそれについて、次回でいいので、それがどうなのかというのをちょっと。これは協議会でお話しすることでもないかもしれないんですけども。

**矢野会長:**どうでしょうか。

**山田委員:**市の条例との関わりで市が認めているわけでしょう。

**三島委員:**そうですか。なかなか皆さん、利用者の人は、買う人はいいですけど、内々的にはどうなのかなということを知りたくて。口に出して言える状態ではないと思うのですよ。図書館なのにああいう風な売店みたいになっていて、でも市民が利用していいのではないかという、両方があると思うので。

**矢野会長:**では三島委員の意見はお預かりして、事務局と相談して、ここの協議会の場になじむということであれば次回の時に提案するというので。

**三島委員:**お願いいたします。

**矢野会長:**他にございませんか。

**丹羽副館長:**なければよろしいでしょうか。

本日の議事録は事務局で作成し、皆さまに1次原稿を送付させていただきます。ご自分の発言等を確認していただいて、返信頂き、最終原稿を会長に確認して頂き、署名を頂いた後、再び皆さまに発送させていただきます。

先ほど会長からお話がありましたけれども、次回の協議会につきましては、答申ということもございますので、会長と打ち合わせの上、その他皆さまにもお諮りして、日程を調整させていただきますと思います。

私からは以上です。

**矢野会長:**ありがとうございます。それでは全般的に、皆さまの中でご意見ございませんか。今三島委員がおっしゃったように、次回の協議会で取り上げて欲しいという、何かそういうご意見はありますか。

それでは無いようですので、平成21年度の第2回市民図書館協議会を終了いたします。長時間にわたり熱心なご議論を頂きまして誠にありがとうございます。

平成21年12月21日

会議録署名委員

会長 矢野 誠